

被爆体験者精神医療受給者証（若草色の手帳）をお持ちのみなさまへ

令和5年度から被爆体験者精神医療受給者証（現在の若草色の手帳）の制度が変わります

令和5年4月1日から現在の若草色の手帳の制度が一部変更になります。
変更内容については、次のとおりです。

1 医療費助成の対象疾患（対象の病気）が拡大されます

変更前 (R5. 3. 31 まで)	受給者証に認定された精神疾患及び対象合併症のみ対象。
変更後 (R5. 4. 1 から)	<p>以下を除く疾患全てが対象となります。</p> <p>【対象外疾患】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん（下記2の7種のがんを除く） ・感染症（結核、インフルエンザなど） ・外傷（切り傷、擦り傷、転倒による骨折など） ・遺伝性疾患 ・先天性疾患 ・被爆体験以前にかかった精神疾患 ・むし歯のうち、軽いむし歯（C1、C2、Ce）

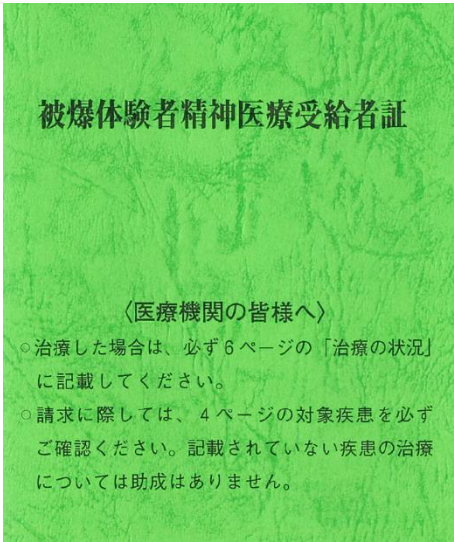
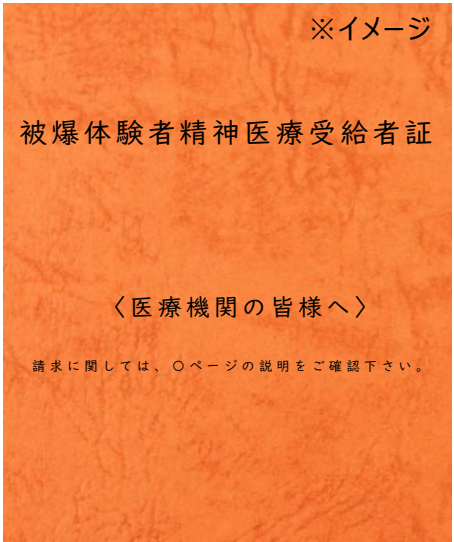
2 7種のがんが対象になります

対象となるがん	<ul style="list-style-type: none"> ・胃がん ・肝がん ・膵がん ・大腸がん ・胆のうがん ・乳がん ・子宮体がん <p>※医療費助成を受けるには、追加申請が必要です。新受給者証に切り替わった方が申請できます。手続きについては、新受給者証を送付する際に改めてご案内します。</p> <p>※追加を希望する方は、後日払い戻しの手続きで必要となる領収証を保管しておいてください。</p>
---------	---

3 更新手続きが廃止されます

変更前 (R5. 3. 31 まで)	3年に1回更新申請が必要 (意見書料5,000円程度の自己負担がある)
変更後 (R5. 4. 1 から)	<p>更新申請は廃止となります。 (意見書料5,000円程度の自己負担はなくなります。)</p> <p>※精神科への1年に1回以上の受診は引き続き必要です。受診の確認ができない場合は、継続して使用できなくなります。</p>

4 受給者証（現在の若草色の手帳）が変わります

変更前 (R5.3.31 まで)	変更後 (R5.4.1 から)
<p>旧受給者証</p>  <p>被爆体験者精神医療受給者証</p> <p>〈医療機関の皆様へ〉</p> <ul style="list-style-type: none">○治療した場合は、必ず6ページの「治療の状況」に記載してください。○請求に際しては、4ページの対象疾患を必ずご確認ください。記載されていない疾患の治療については助成はありません。	<p>新受給者証</p> <p>※イメージ</p>  <p>被爆体験者精神医療受給者証</p> <p>〈医療機関の皆様へ〉</p> <p>請求に関しては、〇ページの説明をご確認ください。</p>
<ul style="list-style-type: none">・有効期間は3年間。・現在は若草色。・認定を受けた「精神疾患」及び「対象合併症」を記載。	<ul style="list-style-type: none">・有効期間はなくなります。・だいたい色に変わります。・認定を受けた「精神疾患」と「がん」が記載されます。・切替申請書兼同意書の提出が必要です。

5 切替申請書兼同意書の提出について

- 新受給者証に切り替えるための、切替申請書兼同意書を後日郵送します。提出いただいた方には、6月下旬以降、順次新しい手帳を送付します。
- 現在お持ちの若草色の手帳は、制度改正後の令和5年4月以降は自動的に医療費助成の対象疾患が拡大されるため、新受給者証がお手元に届くまでは、若草色の手帳を病院や薬局等に提示するようにしてください。
- 新受給者証に切り替わった方が、「がん」を追加申請することができます。

6 長崎県外へ転出しても返還する必要がなくなります

これまでは、長崎県外へ転出した場合、受給者証を返還する必要がありました。が、転出しても令和5年4月以降は引き続きこの制度を受けられるようになります。（病院等の窓口で医療費を一度自己負担し、後日払い戻しの手続きが必要です。）詳しくは転出時にお知らせします。